

大子町団体旅行誘致促進事業補助金 Q&A

【Q1 補助対象者は誰か】

A1 旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けた旅行業者が対象となります。

【Q2 申請方法は】

A2 町が定める申請書に関係書類を添えて、旅行催行の14日前までに観光商工課へ郵送で申請してください。事前に申請内容についてご相談いただきますとスムーズです。

【Q3 期間はいつからいつまでか】

A3 令和4年度の申請期間は、令和4年4月1日から令和5年3月17日までです。なお、予算の枠が埋まり次第受付終了となりますのでご了承ください。

【Q4 申請結果はいつわかるのか】

A4 申請内容に不備がなければ、申請書受領後5営業日以内に結果を書面にて発送します。

【Q5 補助対象要件は】

A5 次の要件の全てに該当する団体旅行とします。

- (1) 催行人員が10人以上（添乗員、バス運転手、バスガイド等の業務員は除く。）であって、貸切バスを利用した団体旅行であること。
- (2) 団体旅行及び貸切バスの発着地が本町外であること。
- (3) 町内の観光施設、観光スポット2か所以上に立ち寄り、町内の食事施設で食事又は弁当を手配（以下「食事」という。）すること。観光施設、観光スポットは、有料施設（大子町観光物産館（道の駅「奥久慈だいご」）を含む。）又は有料体験1か所を含むものとする。
- (4) 令和4年度中に催行し、終了する団体旅行であること。
- (5) 団体旅行の参加者全員に対し、町から提供する観光パンフレット等の配布及び当該団体旅行に関するアンケート調査を行うこと。
- (6) 募集パンフレット等の広報媒体に、この要綱による補助金の交付を受ける団体旅行である旨を記載すること。受注型企画旅行、手配旅行の場合は、見積書等で顧客に告知すること。
- (7) 各種業界等の策定する感染症拡大予防に係るガイドライン等を遵守し、団体旅行参加者全員が、新しい旅のエチケットを実践し、取り組むこと。
- (8) 国、地方自治体、学校等が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
- (9) 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体旅行ではないこと。
- (10) 他の地方公共団体や団体等から団体旅行の催行を奨励することを目的とする補助

金等の交付を受けていないこと。ただし、国及び県が経済対策として行う助成事業との併用を妨げない。

【Q6 県外からの旅行も対象になるか】

A6 補助対象事業の要件を満たしていれば対象となります。ただし、まん延防止等重点措置などで移動が制限されている場合は、催行日の変更をするなど感染拡大防止にご協力ください。

【Q7 町内の有料施設とは、公営の施設か。また、いくら以上利用すればいいのか】

A7 公営、民営、金額は問いません。ただし、割引やクーポン利用等によって料金が無料となる場合は対象となりませんので、ご注意下さい。

【Q7 補助金の額は】

A7 町内宿泊施設への宿泊の有無により異なります。補助額は次のとおりです。

町内宿泊	参加者一人当たり補助額	補助限度額	補助限度本数
(1)あり	7,500 円	1 本当たり 15 万円	同一旅行業者 5 本
(2)なし	5,000 円 ※ただし、参加者一人当たりの食事の額が 1,000 円に満たない場合、又は食事代金が旅行代金に含まれない場合は 4,000 円	1 本当たり 10 万円	

【Q8 町外施設へ宿泊する場合でも補助の対象になるか】

A8 補助対象要件を満たす団体旅行であれば対象となります。

【Q9 申請内容に変更が生じた場合は】

A9 「催行中止」、「行程変更」が生じた場合は、町が定める変更(中止・廃止)承認申請書を観光商工課へ提出してください。なお、変更により補助対象要件を満たすことができなくなった場合は、交付決定後であっても補助を受けられなくなります。

【Q10 補助金はいつ、どのように受け取るのか】

A10 計画していた団体旅行が全て完了したら、町が定める実績報告書に関係書類を添えて観光商工課へ提出していただきます。内容の精査後、補助金の確定通知書と共に請求書様式を送付しますので、振込口座等を記入し、ご返送ください。請求書受領後、内容に不備がなければ約 3 週間で指定口座へ振込となります。

【Q11 実績報告の際に添付する、「補助金の額を算出する根拠となるもの」とは】

A11 飲食代金領収書写し、宿泊代金領収書の写し、又はこれに準ずるものを添付してください。飲食代金は合計でも構いません。また、町内宿泊施設への宿泊を伴わない場合（町外への宿泊を含む）は、宿泊代金に関する書類の添付は不要です。